

答 申

【諮問件名】

フレイル対策モデル事業に係る健診結果情報及び検査問診情報などの要配慮個人情報収集することの可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から令和元年6月7日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の要配慮個人情報の収集に関する考え方

本件諮問は、フレイル状態の進行抑制及び要介護状態の発生防止を目的に、米子市内のなかでも特に高齢化が進む永江地区において、主にフレイル検査及び健康支援を行うフレイル対策モデル事業（以下「本モデル事業」という。）を実施し、健康状態及び疾病状況等を把握・分析した上での健康支援プログラムの作成を目的として、要配慮個人情報を収集すること（以下「本件要配慮個人情報収集」という。）に関するものである。

本件要配慮個人情報収集の対象となる要配慮個人情報は、本モデル事業参加者のうち、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で特定健康診査を受診していない者又は75歳未満で国民健康保険に加入していない者の「米子市特定健診及び後期高齢者の健康診査記録票」の必須項目、詳細な健診項目及び問診項目並びに通院中の診療・調剤情報に係る病院名又は診療所名、傷病名及び服薬名である。

要配慮個人情報は、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第4号に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を引用する形で規定されている。具体的には、本人の人権、信条、病歴、健康診断等の結果、保健指導、診療・調剤情報及び犯罪の経歴等が挙げられる。

要配慮個人情報は、その取扱いを誤ると当該要配慮個人情報に係る本人に対し不当な差別又は偏見が生じるおそれがあり、個人の尊厳に深く関わるものであることから、その取扱いには特に慎重を期すべきである。そのため、条例第7条第3項において、実施機関は原則として要配慮個人情報を収集してはならないとされており、その例外となる場合について同項第1号及び第2号に掲げられている。

本件要配慮個人情報収集については、条例第7条第3項第1号に該当しないため、同項第2号に該当し個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認められるかどうかの問題となる。

実施機関は、本件要配慮個人情報収集をすることの公益性及び必要性を精査した上で、収集した個人情報を厳格に管理し、本件要配慮個人情報の収集により個人の権利

利益が不当に侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 要配慮個人情報の収集に係る公益性及び必要性

フレイルとは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の虚弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味している。多くの方は、フレイル状態を経て要介護状態へ進むと考えられているが、高齢者においては特にフレイル状態を発症しやすいことが分かっている。

本モデル事業においては、永江地区在住で年度末の年齢が64歳以上の方を対象に、保健師等がタッチパネルなどを用いて簡易的にフレイル状態であるか否かの判断を集会所や公民館等で行い、その場で判定結果を知らせるとともに、結果に応じて健康支援を行う。また、本人同意を得た上で、判断時に収集したデータと、国民健康保険加入者等の健診データやレセプトデータを活用して介入支援につなげる。永江地区での健康支援及び今後の本モデル事業の展開に当たっては、「フレイル状態にない者」、「フレイル状態」又は「プレフレイル状態」にある者の健康状態及び疾病状況等を把握・分析した上での健康支援プログラムの作成が必要である。そのため、実施機関は、国民健康保険加入者については、本人同意を得た上で、通常健康事業に活用するために国民健康保険連合会から提供されるKDB（国保データベース）データに含まれる健診情報並びに医療情報（診療所名、傷病名等）を活用することとしている。

しかし、このKDBデータは国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者で特定健康診査を受診した者のものであり、全ての本モデル事業の対象者の情報を網羅しているものではない。そこで、実施機関は、より精度の高い健康支援プログラムを作成し、保健事業の推進を図るため、KDBデータに含まれていない本モデル事業の対象者に係る情報を収集したいと考え、本件要配慮個人情報収集の可否について当審査会に諮問した。

本モデル事業は、5年間の事業展開を予定しており、実施した支援の内容をデータベースで管理し、初年度から毎年度継続的に介入支援を行うことでフレイル状態の進行を改善できることが期待される。また、実施機関の説明によれば、本モデル事業実施地区である永江地区在住の高齢者の介護予防等を担当する尚徳地域包括支援センターと永江自治会とは、「支え愛の店ながえ」での相談業務及び認知症予防の実証モデル事業などを通して協力体制を築く基盤が既にあり、本モデル事業の目的達成に期待できるとのことである。

以上のことから、本件要配慮個人情報収集は、フレイル状態の進行抑制及び要介護状態の発生防止に繋がり、収集した要配慮個人情報に係る本人のみならず、今後の本市の保健事業の推進にも資することから、公益性は極めて高いものであると認められる。

さらに、本件要配慮個人情報収集により、できる限り多くの対象者のデータを収集

することは、より精度の高い健康支援プログラムの作成に繋がり、これを基として実施機関がより適切な健康支援を行うことが可能となると考えられることから、本モデル事業の目的であるフレイル状態の進行抑制及び要介護状態の発生防止を実現するに当たり必要不可欠であると認められる。

4 個人情報の保護対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の収集は慎重に行われるべきであり、収集された個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。特に、要配慮個人情報は、すでに述べたとおり、その取扱いに細心の注意を払うべき個人情報である。したがって、実施機関は、本モデル事業において収集された要配慮個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件要配慮個人情報収集が個人の権利利益の侵害に繋がることのないようにしなければならない。

保有個人情報の適正管理については、条例第9条第1項に、実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないと定められている。具体的には、物理的安全管理措置として、保有個人情報が記録されている文書等の適切な収納及び保管のための施設又は設備等の整備を行うこと、サーバ室や事務室の入退室管理を行うこと、技術的安全管理措置として、情報システムで取り扱う保有個人情報について、暗号化を行い、又はパスワードやIDカード等を使用したアクセス制限を行うこと、人的安全管理措置として、職員研修を実施する、業務ごとに個人情報取扱事務マニュアル（作業要領等）を作成する等、体制の整備を行うことなどが想定されている。

このことから、実施機関においては、前述の条例の規定を遵守することで、要配慮個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が講じられるものと思料される。

また、実施機関は本モデル事業の対象者に対し、本モデル事業について十分な説明を行った上で、本モデル事業のための個人情報の収集・利用に係る同意を得た者のみから本件要配慮個人情報収集を行い、かつ、本モデル事業の実施に必要な範囲に限定して収集した要配慮個人情報を利用することとしている。これにより、要配慮個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

以上のことから、本モデル事業において収集した要配慮個人情報は適切な取扱いがなされ、本件要配慮個人情報収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考える。ただし、今後本モデル事業を実施する上で、要配慮個人情報の目的外利用又は外部提供が必要となる場合には、条例の規定に則り、慎重に検討した上、厳格に対応されたい。

5 本件要配慮個人情報収集の可否（結論）

本モデル事業における要配慮個人情報の収集は、当該要配慮個人情報に係る本人のみならず、今後の本市の保健事業の推進にも資することから、公益性は極めて高いも

のである。

また、本件要配慮個人情報収集は、精度の高い健康支援プログラムの作成と、より適切な健康支援の実施に繋がると考えられることから、本モデル事業の目的達成に必要不可欠であると認められる。

さらに、本モデル事業において収集した要配慮個人情報に係る保護対策については、実施機関が条例を遵守するとともに、収集した要配慮個人情報を本モデル事業の実施に限定して利用する限りにおいて、適正に行われ、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件要配慮個人情報収集について可と認める。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
令和元年 6 月 7 日	・ 実施機関から審査会に対して諮問
令和元年 7 月 8 日 (本件に係る審査会第 1 回目)	・ 実施機関による審議内容に係る説明 ・ 審議
令和元年 7 月 29 日 (本件に係る審査会第 2 回目)	・ 答申案の検討
令和元年 8 月 5 日	・ 答申の決定